

議案第 15 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年墨田
区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 22 条」を「第 22 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

借地借家法の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備
をする必要がある。